

1947年（昭和22年）5月3日に、日本国憲法が施行されました。その前日、私の2番目の弟光夫の3カ月に満たない命のともし火が消えました。戦後間もない東北の田舎町では、食糧事情、衛生事情は劣悪で、弱く貧しい小さな命には過酷なものだったのでしょうか。

民主主義、基本的人権、戦争放棄を国是とした憲法は、それゆえ、弟光夫の命と引き換えに私たちに与えられた、平和的生存権の象徴です。憲法は、日本人としての誇りとなり、かけがえない命の保障となってきたのです。

今年の記念日は朝から強風でベランダの鉢の草花は倒れ、折れ、無残でした。その上、私の身も、股関節痛に加え、風邪をひいて喉を痛めているし、いつまでも足指の魚の目が取れない、と三重苦がありました。青空が出てきたのを見て、憲法記念日の集会に参加することにしました。



神奈川公会堂に参集したのは多数の高齢者でしたが、開催者側は講師、司会者達、共に若く、元気いっぱいでした。最初の東海大・永山教授の講演は自民党の改憲草案の文言を精査しながら、問題点を突く、というものでした。現在の憲法の条文を残し、9条の2として「自衛の措置として自衛隊を保持する」文言

を追加することになっています。憲法に軍事力保持を明記することにより、軍に公共性を与えることになり、軍の力が個人の領域にまで範囲を広げることになります。そして、法は後に制定されたものが効力を持ちます。現行憲法はお飾りになるだけです。自衛隊が認められねば可哀そうだと言う人がいますが、集団的自衛権を行使させている政権は自衛隊を戦地に派遣しています。これは可哀そうではないのでしょうか。自衛隊の若者は死んでもいいのでしょうか。その他の抱き合わせの改憲条項も自民党に有利になるようなものばかりでした。

仮に改憲法案が発議され、「国民投票」という事態になれば… 確かに主権在民ですから国民投票は国民の意思を反映する最高の手段だと思えなくもありません。これに関して永田弁護士が気をつけるべき点を話されました。自民党の「国民投票法」(2007 成立・2014 改正)には①「発議は内容において関連する事項ごとに」とあり、条文ごとに審査するものではありません。丁寧に欠けます。さらに②「国会で発議した日から60日～180日で投票を実施」とあり、内容を周知させるに適した時間配分ではありません。さらに③「広報協議会を両院から10名ずつ選任して情報を発信する」にしても、与野党間の議員数に差があり、公平ではありません。広報の内容も、資金力、発信力を持つ側が大きく差をつけ、公正を期待できません。さらに④最低投票率が定められていないことです。最近の国政選挙での投票率は53%～54%ですが、有権者の半分の、さらにその過半数を得れば、承認されることになります。国民投票には最低で850億円の税金がかかるということです。



危機を叫ばれていた南北朝鮮が歩み寄り、平和を目指しています。それに対し安倍政権は「圧力」一辺倒でした。ましてや、軍事力を解決の手段とすることは絶対にあってはなりません。国連憲章でも定めています。私たち高齢者は平和な時代を生きることができました。憲法のおかげです。若い孫たちの世代はもっと平和であってほしいと願っています。

港南台9条の会では、この春、港南台祭りに際し、武器(レプリカの小銃)を打ちこわし、泥をかけ、折り紙の薔薇の花で覆うという展示をしました。改憲にNO、発議にNOと、強く反対します。